

議 案 第 75 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、株式等の譲渡所得の課税方法に係る規定等を整備するため。

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和５８年松戸市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第３５条の２第６項」を「附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項」に、「する株式等」を「する上場株式等」に、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１１項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項」に改め、「附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。第１９条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第１９条第１項第１号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第３５条の２第６項」を「附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項」に、「する株式等」を「する上場株式等」に、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１１項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは

第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。